

# 政 策 大 綱

【令和 7 年度】

埼玉県議会自由民主党議員団



埼玉県議会自由民主党議員団では、令和7年度埼玉県予算並びに施策の編成に関し、政務調査会が中心となり、『令和7年度自民党県議団政策大綱（合計 412項目）』として取りまとめましたので、県政推進にあたり積極的なご配慮をお願い申し上げます。

令和6年10月16日

埼玉県知事

大野元裕様

埼玉県議会自由民主党議員団

団長 田村琢実  
政務調査会長 白土幸仁

## 各　項　目　數

1.	總括的事項	32項目 (3~7頁)
2.	企画財政部関係	40項目 (8~13頁)
3.	総務部関係	12項目 (14~15頁)
4.	県民生活部関係	20項目 (16~18頁)
5.	環境部関係	11項目 (19~20頁)
6.	農林部関係	19項目 (21~23頁)
7.	福祉部関係	45項目 (24~29頁)
8.	保健医療部関係	31項目 (30~33頁)
9.	産業労働部関係	18項目 (34~35頁)
10.	企業局関係	5項目 (36頁)
11.	国土整備部関係	52項目 (37~39頁)
12.	都市整備部関係	12項目 (40~41頁)
13.	教育局関係	73項目 (42~48頁)
14.	危機管理防災部関係	13項目 (49~50頁)
15.	警察本部関係	23項目 (51~53頁)
16.	下水道関係	6項目 (54頁)

合　計　項　目 412項目

## 1. はじめに

長期化が懸念されるロシアによるウクライナへの軍事侵攻や、中東における不安定な国際情勢に伴う、原油・原材料、穀物等の国際価格の高騰や供給懸念を起因とするエネルギー価格・物価高騰は、県内において、家計や中小企業・小規模事業者の経営に、更なる圧迫を加え続けており、激変緩和の施策だけでは足りず、県民の皆様へのご支援は恒常化しつつある。

さらに、中長期的課題に目を転じれば、本県が直面する中長期的な重要課題は、やはり人口減少と少子高齢化だと考える。令和2年の734万人をピークとする本県の総人口は、令和17年には700万人を割り込み、高齢化率も34%を超える事が予想される。特に、生産年齢人口の減少は本県において、社会経済構造の大きな変革が求められている。

そこで、我が埼玉県議会自由民主党議員団では、子ども真ん中の社会を実現するため、一人ひとりの多様性を尊重しつつ、未来を担う子ども達の教育環境の充実と、子育て世代へ寄り添った支援を強力に推進する「人への投資」を行うとともに、県経済の大動脈としての県内アクセス道の整備、県民が求めるインフラや施設の整備、新たな時代に適応した県庁舎と地域機関の再整備をするべく「強靭な県土づくりの推進」、「DXと行政改革の推進」により、持続的な経済成長と地域社会の自律的発展を断行することにより、力強い消費を実現し、経済の好循環を完遂させるため、ここに政策大綱を提言する。

## 2. 自民党が目指す埼玉県の将来像（総括的事項）

### ① 「人への投資」の推進

- ・埼玉県こども・若者基本条例の策定を見据え、「こどもまんなか社会」の実現に向けた、子育て世帯に対する切れ目のない支援に対し、予算の拡充をすること。
- ・子育て支援メニューの見える化をデジタルを活用し、保護者に対してプッシュ型で情報提供すること。
- ・こども・若者が安全で安心して過ごし、自分らしくいられる居場所を確保するため、ユニバーサル型とターゲット型の居場所を含み、地域のニーズや特性を考慮して、こども・若者の意見を反映した居場所づくりを推進すること。
- ・私立学校の健全運営及び保護者の経済的負担の軽減等を図るため、更なる助成の充実を図ること。
- ・介護や保育に従事する職員の確保・育成・定着・離職防止のため、処遇改善への支援を確実に実施すること。
- ・埼玉県ケアラー支援条例に基づき、ケアラー及びヤングケアラーの支援に努めること。
- ・埼玉県引きこもり支援条例に基づき、引きこもり状態にある方が相談可能な団体、伴走可能な団体を拡充させること、そしてその存在の周知をはかるとともにそれぞれの団体の活動の特徴を活かして団体間連携を深め、ひきこもり状態にある者及びその家族が必要な支援を受けられる仕組みづくりへと進めていくよう努めること。
- ・県内病院での医師不足と地域偏在化の解消を図ること。看護職員及び看護補助員や理学療法士等の医療従事者の確保・定着を図ること。

- ・ 東京都への医療・保育・介護等の人材流出の解消、予算格差の是正を国に求めること。

## ② 「強靭な県土づくり」の推進

- ・ 防災や減災に戦略的に取り組む県土強靭化を推進し、災害に強い街づくりを進めること。また、頻発・激甚化する水害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、下水道整備も含め水害リスクに備えた街づくりを進めること。
- ・埼玉版 FEMA について、災害想定シナリオの状況設定や連携すべき関係機関のバリエーションを工夫すること。また、災害発生時に障害をお持ちの方など様々な県民が被災する可能性を踏まえて、シナリオを検討する。
- ・公共事業の取組に当たっては、品質の確保と競争の原理に基づく入札制度の実施に努め、最低制限価格の設定を行うこと。また、県内中小企業の受注機会の拡大と県産品の最大限の活用のため、地元業者への発注や分離・分割発注、発注・施工時期の平準化と適正な工期の確保、公正な設計変更と工事検査の実施を図ること。
- ・工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルにおける調査基準価格の引き上げを速やかに行い、災害時に対応可能な地元業者の育成を図ること。
- ・機動的な財政出動の観点から、公共事業予算を増大させること。社会基盤は県民生活の向上に大きく寄与することから、必要な事業に対しての予算確保を強力に推進すること。
- ・投資的経費については、シーリングを設けず必要性を十分鑑みて前倒しで事業を推進すること。また、県の技術系職員を増員し、市町村の技術系職員不足の支援を図ること。

- ・防災力向上のため、情報収集に必要な Wi-Fi 環境を整備するとともに、IoT やビッグデータ・AI・DX・ドローンなど先端技術を積極活用すること。
- ・県内鉄道網の輸送力強化に向け、各鉄道の延伸については、県として早期着工や延伸に向けての取組に努めること。JR 川越線等既存の鉄道については、複線化・車両編成増加等の施策実現に努めること。また、JR 羽田空港アクセス線西山手ルートの事業化推進を図ること。
- ・県庁の建替えについては、現在地での建て替えと移転する場合の必要経費の差を算出するとともに、完成までのスケジュールを明確にし、早期に実施設計まで進めること。
- ・地域機関の建替えについては、地域機関の在り方などを総合的に検討しつつ、建替え時期の平準化を踏まえ、着実に推進すること。
- ・埼玉版スーパーシティプロジェクトについては、市町村と民間企業等をつなぐマッチング機会の更なる増加を図るとともに更なる人的及び財政的支援の強化を図ること。また、予算の上限を各施策の規模によって見直し、国の補助金との連携も視野に入れること。  
そして、ガバメントピッチとの予算・研究費の紐づけを行い、マッチングの実現と事業化に向けて精度を上げること。

### ③ 「D X と行政改革」の推進

- ・情報システム統合基盤の安定運用を図るとともに、統合基盤上のシステムの県市町村共同クラウドへの移行を適切に進めること。合わせて、行政手続きの電子化を進め、県民の利便性の向上や経費削減を図ること。また、国が進める「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」の推進のため、市町村を支援すること。

- ・鶴ヶ島ジャンクション周辺地域再生整備基本計画を着実に実行すること。その中で、超スマート社会への取組を行う企業を支援・拡充するための「産業支援施設」や「ロボティックスセンター」を整備することとともに、産業集積を目指した取り組みが進んでいるので、内容をアップデートし、全国に発信できる設備にすること。
  - ・県職員数の適正化を図るとともに、中途採用も含め民間経験者等を積極的に採用すること。
  - ・予算編成に当たっては、EBPM（証拠に基づく政策立案）を推進し、各種事業の原資となる税金・公金が効果的に充てられるよう努めること。
  - ・電子申請・届出サービス・施策PR等をはじめとした行政手続き等を100%電子化すること。また、ワンストップオンライン申請システムの構築やバックオフィス連携による添付資料の省略等を一体的に推進し、更なる利便性の向上に取り組むこと。
  - ・持続的発展と将来負担を考慮した上で、県債をさらに活用した積極的なインフラ投資を行うこと。
  - ・ナショナルミニマムとして国が行うべき施策でも、それが実現するまでの間、県民の不利益にならないよう県独自の予算措置を行えるよう、その必要性・優先順位等を財源のバランスも考慮しつつ、積極的に取り組むこと。
  - ・人口減少などにより財政力が弱い市町村の行政サービスを低下させないよう、広域的な連携や取り組みを県が主導して進めること。
- ④ 「埼玉県議会提案」の着実な推進
- ・「埼玉県5か年計画」を着実に推進すること。特に、県議会

において追加提案した重点推進課題については、迅速に対応すること。

- ・各施策の進捗状況を確認し、その評価結果を踏まえて施策の進め方について必要な見直しを行うとともに、予算や組織、事業の実施方法に反映し、PDCA サイクルに基づき計画を着実に推進すること。
- ・県議会において制定した議員提案政策条例について、条例制定趣旨に則り着実な執行を図ること。
- ・順天堂大学医学部附属病院の整備については、県内医師不足の解消推進のためにも、県内医療機関への医師派遣を切れ目なく続けていくよう求めること。

### 3. 部局別 施策

#### 【企画財政部関係】

1. 東京事務所は国会、中央省庁関係機関との連絡調整・情報収集など重要な業務を担っている事から、交際費等、事務所業務に必要な経費の充実を図ること。
2. 基地対策においては、周辺自治体と連携した要望活動のみならず、災害対策や防災対策における共同訓練や情報共有等を積極的に行うことで、基地との更なる連携強化と安全対策を図ること。
3. 埼玉県5カ年計画の進捗状況に関しては、特に重要な事項であることから県民・議会への報告を適宜行うこと。
4. 政策の形成に関する調査及び研究に関しては、特に縦割りを廃し、窓口の一元化をするなど、部局横断型の強化を図ること。
5. 公営企業会計の利益については、県民に還元できるよう努めること。
6. 3基金（財政調整基金、大規模事業推進基金、県債管理基金）については、危機管理等に対応できるよう埼玉県の財政規模に見合った適切な残高を確保すること。

7. 臨時財政対策債については、国に対し早期廃止と債権の早期返済を求めること。
8. 予算編成に当たっては、コストカットを始めとする消極的な姿勢や、前例を踏襲した受動的な方針に捉われることなく魅力ある地域づくりに向け、未来を見据えた積極的投資を行うこと。
9. 新たな感染症の発生等により、国が一定の医療提供体制の確保等を求める場合は、十分な財政措置を講じることを国に求めるとともに、実効性ある対策を講じること。
10. DX 推進計画による県民の利便性向上の早期実現のため、ベース・レジストリの活用等、国や民間との連携を含めた戦略的データの利活用に向け、ロードマップに位置付けられた取組を着実に実行するとともに、情勢変化を反映した実効性あるロードマップとなるよう絶えずブラッシュアップを行い、最新情報の発信に努めること。
11. 超スマート社会の実現に向け、DX やデジタル・ガバメントの推進に努めること。また、IoT やビッグデータ・AI の活用を促進すると共に、アプリの統合など情報連携プラットホームを充実し、行政サービスの向上を図ること。
12. DX 推進計画を着実に進めるため、必要な専門職員等の人材を確保するとともに、職員のさらなる育成に努めること。また、県民のデジタル意識の改革につなげるため、県民が実践する機会の提供に努めること。
13. 電子入札共同システムの再開発や税務事業におけるDX推進など、県民が直接利用する事務のDX推進にあたっては、その初段階から実際に利用する事業者や団体の意見を取り入れ、実用性の高いものとしていくこと。
14. 職員のテレワークの推進については、育児・介護などワーク・ラ

イフ・バランスを考慮した取組を進めると共に、県民サービスの低下を招かぬよう業務の効率化を図りつつ最大の成果を発揮すること。

15. 指定管理者制度については、地元問題に対する貢献度の高い事業者が受託しやすい環境を整えるため、物価高騰や人件費増など必要な経費を考慮した適正な管理コストを算定すること。
16. 職員の定数管理については、必要な職員数の確保及び適切な人員配置を行うこと。
17. 各省庁・市町村・企業との人材交流を積極的に行うことで、相互の連携を図り、県全体の発展に尽力すること。
18. マイナンバー制度を効果的に普及・運用するための施策を講じること。また、市町村における制度導入を支援すること。
19. 情報システム統合基盤の安定運用を図るとともに、統合基盤上のシステムの県市町村共同クラウドへの移行を適切に進めること。合わせて、行政手続きの電子化を進め、県民の利便性の向上や経費削減を図ること。また、国が進める「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」の推進のため、市町村を支援すること。
20. 個人情報流出などの事故が発生しないよう、情報セキュリティ研修や情報セキュリティ監査を続けること。また、市町村における情報セキュリティ対策を支援すること。
21. 自衛官の募集に関して、自衛隊の諸活動に県民がより理解が深められるような情報発信、広報を含めたサポートに努めること。
22. テレワーク普及による本県内への移住ニーズの高まりを捉え、市町村と連携し移住促進施策を推進すること。

23. 投票率の向上に向けて、計画的かつ効果的な広報を行うこと。そして、駅前やショッピングモールなどで期日前投票が可能となるよう、市町村に働きかけるとともに適切な財源措置を行うこと。
24. 人と自然が共生した土地利用の推進に当たっては、見沼田圃や三富新田、世界かんがい施設遺産として登録された「見沼代用水」など、都市近郊に残された貴重な緑地・平地林の保全に向け、公有地化も含めた諸施策を積極的に講ずること。
25. 鉄道新線や延伸の実現のため着実なる工程を示し、県主導で財源確保のための基金を早期に創設すること。
26. 超高齢社会と言われる本県において、地域公共交通の進化と確立は喫緊の課題である。中長期的視点を持って事業者支援を充実し、交通難民化を防ぐよう努めること。
27. 県は都県境や市町村をまたぐ広域的な交通網を確保し、県民の日常生活を支えているバス路線の維持・整備をすること。さらに市町村や地域住民による自主的な取組を支援すること。
28. JR 川越線・JR 八高線・東武アーバンパークラインやJR 埼京線など鉄道網の輸送力強化に向け、複線化などの実現に努めること。また、混雑時間帯の安全性向上を図るため、車両編成増加等の施策実施に努めること。
29. つくばエクスプレスについては、8両編成化と東京駅延伸の早期実現に努めること。
30. 人身事故解消のために駅の利用客数に関わらず、ホームドア設置や立体交差化など早期の安全対策を確立すること。

31. 埼玉高速鉄道線については、浦和美園駅から岩槻駅までの延伸を早期に着工出来るように努めること。また、埼玉スタジアム 2002 駅（仮称）の完成に向けて、事業推進を図ること。
32. 東京 12 号線、東京 8 号線、日暮里・舎人ライナー、多摩都市モノレールの延伸については公共交通の利便性向上に鑑み、取組を市町村に委ねるだけではなく県としても主体的に関わること。
33. 県内鉄道網の利便選向上に繋がるJR羽田空港アクセス線西山手ルートの事業化を推進すること。
34. キャッシュレス化の推進においては、戸籍謄本の郵送請求費用が、キャッシュレスで可能になるように、必要な支援と予算措置を行うこと。領収書をPDFでダウンロードできるよう支援すること。
35. 基金の運用について、他の自治体の先進事例や専門家の知見など積極的な情報収集に努め、運用益の増加による財政収支改善を目指すこと。
36. 自動運転バスやBRTなどの新交通システムの導入については、あくまでも既設線での延伸を優先し、それを補完する形での導入とすること。
37. 業務委託契約を締結する際の単価契約に含まれる戸籍等の収集費用を適切な価格へと見直し改定を行うこと。
38. 相続登記の義務化に伴う情報提供、法的アドバイスの体制を充実させること。また市町村の取り組みを支援するとともに相談業務を行うこと。
39. 「地積測量図の作成」において、法令を遵守した有資格者による作成を徹底すること。また、市町村においても遵守されるよう取り組むこと。また、入札時から法令違反状を招くものとならないよう徹底すること。

40. 埼玉県の未登記物件につき、迅速に表示登記を進めること。

## 【総務部関係】

1. 職員数の適正化を図るとともにDX化に適宜対応する人材育成に取り組むこと。また、県庁組織編成にあたり、必要な専門的知識を有する民間経験者等を積極的に採用すること。
2. 私立学校の健全運営及び保護者の経済的負担の軽減等を図るため、さらなる助成の充実を図ること。
3. 私学助成を受けている幼稚園の経常費補助単価について、国の地方交付税単価等の増額に応じ、県の補助単価も同額分を増額しているが、県単独の上乗せ分については、近年継続して一定額となっている。近隣都県との格差も生じていることから、私学助成を受けている幼稚園の健全な運営に資するよう、県単独の上乗せ補助分についても増額を図ること。
4. 北朝鮮による拉致問題の早期解決及びミサイル発射等の脅威に対して断固として抗議の姿勢を堅持するよう、国に対して強く要望すること。また、拉致問題、ミサイル発射等我が国を取り巻く諸状況を鑑むと共に公平な視点からも引き続き、準学校法人「埼玉朝鮮学園」に対する運営費補助金については予算計上を見送ること。
5. 未利用県有資産については、適正な管理運営並びに有効活用に向けた進捗管理を行うとともに、地元市町村及び周辺住民に対する丁寧な説明のもと、有効な活用策を県が率先して提示することにより、可能な限り切れ目なく未利用の解消を促進すること。
6. 県税収入については、引き続き市町村との連携のもとで個人県民税対策をはじめ、徴収率100%になるよう納税方法の多様化を進めること。また、法人二税の未届法人調査などの適正課税を行うことで、未納者に対して厳正に対処すること。
7. ファシリティマネジメントの推進にあたっては、経営戦略並びに県庁建替え等検討特別委員会における提言等を踏まえ、「維持」ありきではなく、将来を見据えた真に有効な検討を行い議会との情報共有を図ること。

8. 公共調達における県内企業受注機会の拡大と入札・契約制度の改善を図ること。
9. 競輪事業は、入場者の減少など様々な課題を抱えており、今後、赤字等が懸念されるため、また、本場における購入から、インターネットサイトを通じた購入へと顧客のニーズが変化した現状も踏まえ、統廃合も含め将来を見据えた在り方の方向性を決定すること。
10. 乳幼児期から継続して非認知能力の教育を進めるとともに、効果の検証をすること。
11. 私立幼稚園への特別支援教育費補助など幼児教育の現場のニーズに適合した補助の充実を図ること。
12. ハラスメントへの理解促進のための研修、相談窓口の設置などの施策を通じてハラスメント防止及び啓発に取り組むこと。

## 【県民生活部関係】

1. NPO がその目的に沿った活動を持続的かつ積極的に展開できるよう、県は助成事業のみならず、組織の自立を支援する施策を展開すること。特に、地域課題の解決を試みる NPO などに対して、その体制づくりを支援すること。
2. 埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例に基づき、部落差別のない社会を実現するための取組を推進すること。
3. 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づき、当事者の利用しやすい電子申請方式でのパートナーシップ及びファミリーシップ届出制度の導入をはじめ、性の多様性に関する理解増進、相談対戦の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取り組みを推進すること。
4. コロナ後の社会変容を踏まえ、伝統芸能や和文化の承継を図るために必要な支援を行なうこと。
5. グローバル人材の育成について、民間の力を十分に生かしながら、海外留学支援や就職支援を行うこと。特に就職支援については、県内企業と日本人学生・外国人留学生との出会いの場の拡大を進めること。
6. 姉妹友好州省との関係において、本県のメリットに結びつく交流に絞って事業を進めること。また、これまでの姉妹友好州省との成果を鑑み、見直しや新たな姉妹友好州省締結を検討すること。
7. 外国人留学生や外国人労働者等との地域共生を支援すること。
8. プロスポーツチーム等と連携し、本県の更なるスポーツ振興を開すること。
9. 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例に基づき、県有施設の有効活用、市町村や民間との連携を進めることにより、県民が身近な場所でスポーツができる環境づくりを進めること。

10. 国民スポーツ大会及びインターハイ等における水泳力強化や県内水泳環境の整備のため、川口市に整備中の屋内 50m水泳場の建設を着実に進め、完成後のオープニングイベントや国際大会等の誘致を積極的に進めること。
11. スポーツの総合的な振興と科学技術を取り入れた県内アスリートの競技力向上へ向け、上尾市に整備が予定されているスポーツ科学拠点の整備を着実に進め、市町村や他施との連携体制を早期に構築すること。
12. 岩槻高齢者講習センター等有効活用を図り、ドライバーの交通事故の発生防止及び被害軽減のため、安全サポート車等の普及啓発に努めること。
13. 悪質なあおり運転を厳しく取り締まるために、重要な証拠となりうるドライブレコーダーの設置率向上に向け、普及推進に努めること。
14. 飲酒運転による交通事故を防止するために、アルコール検知器の検査義務のない事業者に対してもアルコール検知器の普及推進に努めること。
15. 事業者が行う防犯カメラ設置事業の補助を事業の規模に関係なく充実させること。また、更新時の補助についても検討すること。また、更新時の補助事業の検討については市町村・事業者ともに対象とすること。
16. 埼玉県特殊詐欺撲滅条例に基づき、対策の一つとして、市町村が行う自動警告付通話録音装置等、有効な対策機器が事業の規模に関係なく活用できるよう補助制度の拡充を図ること。
17. 埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づき、効果的に犯罪被害者等の支援を推進すること。また、犯罪被害者等への支援を担う団体等が継続的に活動できるよう、支援を強化すること。

18. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を見据え、市町村における支援体制が円滑に十分なものとして立ち上げられるよう必要な県としての施策を実施すること。
19. 県民への情報発信においては、全ての情報発信者が同じタイミングで同じ情報を入手し活用できるよう発信手段等について配慮すること。
20. バーチャルユースセンター（仮称）については、既存のユースセンターの知見を生かしながら運営し、リアルなユースセンター創設に向けて、市町村と協議すること。

## 【環境部関係】

1. 事業活動における地球温暖化対策を促進するため、民間事業者が実施する CO<sub>2</sub> 排出量の削減に資する設備導入について、埼玉県民間事業者 CO<sub>2</sub> 排出削減設備導入補助金等の制度のさらなる拡充を図ること。
2. 太陽光発電施設の設置については、設置事業者に対して、各種法令や各市町村が定めたガイドラインの遵守・徹底を求め、農林部や都市整備部など関連する部局及び国、各市町村と情報共有・連携を密にすることで、地元の理解を得た上で設置を行うよう指導すること。
3. 太陽光発電が普及している一方で、耐用年数を迎える太陽光パネルが今後、大量に発生する見込みであり、その処理が大きな問題となることから、国の義務付けの法制化を見越し、民間事業者がリサイクルを推進できるようこれまでの協議会や事業者との意見交換を踏まえ処理体制の構築支援を進めていくこと。
4. 水質改善のため、浄化槽台帳の整備や浄化槽の法定検査受験率向上を計画的かつ継続的に実施させること。
5. 台風等の浸水被害等により大量の廃棄物が発生することに備え、災害廃棄物処理施設の強靭化や水害対策等、市町村と連携し取り組んでいくこと。
6. 県では、国の法律に基づいて「食品ロス削減推進計画」を策定したが、計画未策定の県内市町村に対しても同計画の早期策定を計画的に支援すること。
7. 資源の循環利用の促進と持続的な経済成長を両立させるサーキュラーエコノミーへの転換を進めていくため、中小企業の支援や県民への意識啓発に努めること。
8. 「彩の国みどりの基金」については、荒廃する森林整備に対する森林環境譲与税の活用と併せて山間部の間伐事業の貴重な財源になるよう努めること。

9. 産業廃棄物処理業許可申請に添付する更新講習修了証の有効期間を2年から5年に変更すること。
10. 「3S運動」をはじめとする産業廃棄物処理業の環境産業へのステージアップ事業の一層の充実を図ること。
11. 県が造成する産業団地等への産業廃棄物処理業者の立地を推進すること。

## 【農林部関係】

1. 大消費地圏内の産地という優位性を生かして県産農産物のブランド化など、販売対策を進めつつ、差別化を図るための6次産業化を強化し、農業従事者の所得向上や雇用創出を図ること。
2. 農地中間管理事業により、農地の基盤準備を実施することにより、農業の効率化を図り、担い手の収益力を上げるとともに、最先端技術の導入などを進め、経営感覚を備えた担い手を育成し、その上で法人化による経営基盤の強化や新規就農者の支援を進めること。
3. 農業生産工程管理（GAP）やS-GAP 実践農場の推進を継続し、より安全性の高い生産体制の構築を促し、埼玉農産物の世界的なブランド化に努めること。
4. 配合飼料価格安定制度の特例を生かし、食料安全保障上の観点から、配合飼料価格について引き続き注視し、実質的な生産者の負担増を伴うことの少ない安定的な対策を実施すること。
5. 家畜伝染病（口蹄疫、CSF（豚熱）、ASF（アフリカ豚熱）、高病原性鳥インフルエンザなど）は社会的、経済的に与える影響が大きいため、徹底した発生リスクマネジメントに努めること。また、万が一発生した場合に備えて、通報・防疫体制をより強固なものにするとともに、事案発生の際には、手当金や損失補填の手続きを直ちに実施すること。併せて、県主導による畜産従事者らステークホルダーの支援に努めること。
6. 頻発する農産物の盗難被害や鳥獣対策を市町村と協力し、生産者と連携を図りながら対策を強化すること。
7. IoT やビッグデータ・AI 等の先端技術を活用したスマート農業の啓発、金銭的支援も含めた普及を図り、生産性向上に努めること。
8. 埼玉県農林水産業振興条例に基づき、農業に関する学科を有する高等学校において就業等に関する情報の提供その他の新規の就業等に対する支援に関する施策を充実し、農業大学校との連携を強化し営農に

関する支援を行うこと。

9. 台風や雹（ヒヨウ）、大雨などの自然災害により、農林業被害が発生した際には、早期に被害状況の把握に努め、営農再建に向けた支援を速やかに実施するとともに、被害を未然に防止する多目的防災網設置等への支援を行うこと。また、農業生産者に対し、農業共済または収入保険等、セーフティーネットへの加入を推奨すること。更に、防災・減災の観点から、防災重点農業用ため池など農林業基盤施設の整備を集中的かつ計画的に推進すること。
10. 高騰する燃料・電気価格や肥料などのコスト増加など経営上の影響から脱せるよう、農林水産業従事者への国の施策の周知・徹底を図り、県の施策も含め万全の対策を講じること。
11. 埼玉県主要農作物種子条例に基づき、県民の基礎的食糧である稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆の優良な種子を引き続き安定して生産・確保が出来るように施策を講じ取り組むこと。
12. 新たな県育成品種について開発を進めるとともに、開発された品種については、生産拡大や販路拡大が図られるよう支援すること。
13. 稲作経営の安定や需要に応じた米生産が求められている。需要が低迷する中、主食用米としての生産にとどまらず、米粉や飼料用米、子実用トウモロコシ等への作付転換を進める県独自の取組を検討し戦略的に進めていくこと。
14. CO<sub>2</sub> 排出量削減の観点からも県産木材の利用促進のため、木材の需要（市場）と供給（生産）をつなぐプラットフォームの設置など、県が主体的にサプライチェーンの一本化に向けた整備を支援し、県産材の新たな需要や新しい産業分野の創出を進めること。
15. 国が利用促進を図っている CLT（直交集成板）について、県でも積極的に普及促進を図るとともに、コスト削減の観点から CLT 材のプレカット工場等の県内進出実現のための手法を検討し実施すること。
16. 森林施業の集約化・団地化や管理道の整備による路綱の拡充など、

林業生産性の向上に努めるとともに、県施設における県産木材の利用促進や「県産木材活用住宅等支援事業」の活用により、住宅の県産木材利用促進を図ること。

17. 2025 年に開催する第 75 回全国植樹祭に向けて、県民の機運を醸成し、県全体で全国植樹祭への参加意識を高め、万全の態勢で臨むこと。
18. 森林環境譲与税の活用については、森林が少ない都市部山側の市町村が連携し、森林整備や木材利用を進めるマッチング支援の更なる充実と市町村へ平地林整備やナラ枯れなどへの充当の働きかけを積極的に行うこと。
19. 狹山茶における、奨励品種茶葉のかもす醸酵等の研究を通じて、狭山紅茶や狭山烏龍茶など煎茶以外への利用について茶業者と連携して推進すること。また、新たな育成品種開発において、将来的な環境変化や消費者嗜好に柔軟に対応するために、開発期間の短縮を試みること。

## 【福祉部関係】

1. 県立リハビリテーションセンターについて、地方独立行政法人への移行等によって経営改善に努めること。
2. 生活保護・貧困層に対しては生活費の支援を行うだけでなく、就労・生活・学習等の支援を広く行うこと。また、生活保護不正受給者の急増に対し、適正利用を促進する観点から、申請者の収入・資産・家庭状況に対し、厳格な調査を行うと共にケースワーカーの大幅な増員に努めること。
3. 増加する認知症患者への対応として、認知症の早期発見、早期対応のための人材育成と認知症医療体制の体制を整えること。また、認知症患者の権利擁護や虐待防止、家族の介護疲れなどへの支援を強化すると共に、認知症の予防についても広く情報を公開し、研究への支援を行うこと。
4. 地域包括ケアシステムの地域への浸透を図るため、各市町村の特性に応じたきめ細やかな支援を行うこと。
5. 埼玉県ケアラー支援条例に基づき、次の施策を実施すること。
  - (1) ケアラーが医療資材や衛生資材等を確実に入手できるようにすること。
  - (2) ケアラーを孤立させないためにケアラーのための情報提供や専門の相談窓口の充実を図ること。
  - (3) 18歳未満のヤングケアラーについてはその孤独感やストレスなどのケアを行い、勉強時間や自分時間を確保できるよう、支援すること。
6. 介護職員の知識・技能の向上及び人材確保と定着のために処遇改善を実施すること。
7. 介護職種における外国人技能実習制度に基づき、実習生を受け入れる事業者に対して、適切な支援を図ること。
8. 地域包括ケアシステムにおける在宅での生活が困難となった場合で

も、安心して必要なサービスを受けられるよう、介護老人福祉施設などの施設を適所に整備すること。また、特別老人ホーム整備は、ニーズを正確に把握し、空床削減や必要な箇所に必要な数を整備すること。

9. 後見契約や財産管理等委任契約の位置づけを、市町村が正確に認識し効率的に的確な事務執行が執り行われるよう、市町村への周知徹底を行うこと。
10. 埼玉県障害のある人もない人もすべての人が安心して暮らしていく共生社会づくり条例に基づき、障害及び障害者並びに共生社会に関し、市町村及び関係機関と連携し、一層の周知を図ること。
11. 埼玉県手話言語条例に基づき、学校をはじめ職場、地域において手話を学ぶ機会を拡大するとともに、言語としての手話を普及させる環境づくりをさらに加速すること。また、市町村その他の関係団体と協力して手話通訳者、手話奉仕員等を養成するための支援を行う事。
12. 情報アクセシビリティに対応するため、障害者、高齢者その他の日常生活又は社会生活において情報の取得等に相当の制限を受ける状態にある方に対する支援の強化を図ること。
13. 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者、障害者等のための駐車施設の適正な利用を推進するため、利用証の交付及び車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設のほか、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる駐車施設の確保等を事業者とともに進めること。
14. 発達障害に対する支援として、早期発見、早期療育を含め発達障害の診断や専門的支援のできる体制整備を進めていくこと。また、人材確保、人材を育成する研修体制の整備等について、積極的に推進していくこと。さらに、発達障害のある子供を持つ保護者に対する支援を行うこと。
15. 中核発達支援センターにおける初診の待機対策について、基幹相談支援センター、児童発達支援センター及び地域の医療機関の緊密な体制を構築し、待機期間の縮小に努めること。

16. 障害者自立支援施設の充実対策として、障害者が安心して自立した生活ができるよう、グループホームや障害者入所施設の整備を促進すること。また、グループホームの監査体制を強化して利用者目線での運営を指導すること。
17. 福祉施設に対して適切な運営が行われているか監査を実施するとともに、監査等を行う職員の専門的知識の習得を行い、福祉施設に適切な指導を図ること。
18. 埼玉県こども・若者基本条例の制定を見据え、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、自治体や各施設・機関と連携して、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援を行う体制を整え、母子・家族の心身のケアや経済的支援を行うこと。
19. 子育てファミリー応援事業については、市町村や対象者の要望を聴きながら、合計特殊出生率の推移を検証すること。また、現金給付を検討するとともに支給額の増額を検討すること。
20. 待機児童の解消に向けて、保育士の人材確保・育成・定着・離職防止のため、国の公定価格による地域区分の等級について、地域格差が是正されるよう、あらゆる機会を捉えて国に働きかけるとともに、月例給与に対する県単独の上乗せ補助を視野に、県として市町村へ積極的な財政支援を図ること。
21. 待機児童の解消を図るため、幼稚園における預かり保育の拡充を支援すること。また、病児・病後児保育の充実等の保育ニーズに対応すること。
22. 埼玉県虐待禁止条例に基づき、関係団体等と連携し、虐待の未然防止や早期発見、早期対応、原因解明を行うこと。
23. 児童養護施設や里親制度の機能強化をすること。そして、児童養護施設の入所者・退所者に対する的確な支援を行うこと。
24. 児童養護施設における人材確保のため、職員の処遇改善加算の拡充

を検討すること。

25. 児童心理治療施設について、施設数の不足により、児童養護施設が受け皿となっている現状に鑑み、高校卒業時までを対象とした児童心理治療施設を増設すること。
26. 児童相談所一時保護所における就学児童について、適切な学習ができるよう、人員並びに教材を配置すること。
27. 児童相談所の体制強化のため、児童福祉司や児童心理司、保健師といった専門職の配置・増員に係る数値目標を、確実に履行すること。
28. 各児童相談所への一時保護所の設置を行うことをはじめ、児童相談所の施設環境整備に早急に取り組むこと。
29. 児童の口腔衛生や虐待情報の把握と対応の観点から、児童相談所において、歯科医師による検診や適切な治療を行うこと。
30. 乳幼児医療費助成制度について、子育て世帯の経済的負担軽減、市町村の財政的負担軽減の観点から、更なる助成対象年齢の引き上げを実施すること。
31. 乳幼児期から継続して非認知能力の教育を進めるとともに、効果の検証をすること。
32. 生活保護世帯の学習支援事業利用率について五か年計画の目標値達成するように市町村と協力して、着実な進捗を図ること。
33. こども誰でも通園制度について、市町村のニーズや課題を把握するとともに、保育士確保などの対策を進め、令和 8 年度の本格開始までに着実に準備を進めること。
34. 放課後児童クラブの待機児童の現状に鑑み、子どもの放課後の居場所として学校を活用するなど、幅広い対策を講じていくこと。また、指導員不足の改善を図ること。

35. 発達の程度に応じて、健康や性に関する知識を得られるよう、部局横断や医療関係者等と連携を図りながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めること。また、プレコンセプションケアの推進を図るとともに、ユースクリニックの設置など多様な支援を実施すること。
36. ユースセンターについては、今年度からバーチャルユースセンターが開始されるが、バーチャルにとどまらず市町村を積極的に支援し、リアルのユースセンター設置に向けて取り組むこと。
37. 児童相談所・一時保護所における就学児童について、適切な学習ができるよう、人員並びに教材を配置すること。また一時保護の体制強化を図るとともに、児童相談・一時保護について 18 歳成人になったことにより 19・20 歳の自立支援に向けた適切な取り組みを行うこと。
38. 民生委員・児童委員についてなり手不足解消に向けた取り組みに早急に取り組むとともに、児童委員については学校との連携が取れる取り組みを行うこと。
39. 高次脳機能障害への支援について、「精神障害にも対応した地域包ケアシステム」にとどまらず、医療と福祉の連携の観点からも「高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築推進事業」を活用し、圏域ごとに診断できる拠点病院を指定し支援を強化すること。
40. 第 9 期高齢者福祉計画への実効性を担保するため、特別養護老人ホーム介護老人施設など福祉施設の建設には、行政内手続きを迅速に行い計画から工事着工までの期間の短縮を図ること。
41. 重度心身障害者医療費助成制度について身体・知的障害者の対象者に比べて精神障害者に対して格差が生じている現状を踏まえ、重度医療の平等化を図ること。また、市町村の財政負担に鑑み、要望市町村を先行的に対象とし、計画的に拡大すること。
42. 児童養護施設について、発達障害児、特別支援学校・学級に通う児童についても、被虐待児童同様加算を行うこと。また、心理療養を

要する児童の増加や地域分散化の進行などを見据えた心理職員の増配置を行うこと。

43. 県内 5 つの児童養護施設に付随する一時保護施設所について、定員 6 名に対して 2. 5 名の職員配置基準となっているが、各施設では、各自に実質 3 名から 5 名の加算配置をし、支援業務の対応をしている。負担軽減のため児童相談所の一時保護施設と同様の職員配置基準に引き上げを検討すること。

## 【保健医療部関係】

1. 保健所の負担人口割合の適正化を速やかに実行し、県民が適切な保健指導を受けられる体制を整えること。また、市が保健所を整備する際は財政的支援も行うこと。
2. 備蓄用抗インフルエンザウイルス薬を追加購入する際には、有効期限が迫ったものを廃棄することなく、有効活用を図ること。
3. HIV をはじめとする性感染症や避妊等、青少年を中心対象とした啓発事業の一層の充実を図ること。
4. 重症患者が的確な医療を受けられるよう、重症・中等症・軽症・無症状者の選別（トリアージ）を確実に実施できる体制整備を行うこと。
5. 今後の新たな感染症の発生に備えた保健医療提供体制の再構築と充実を図ること。また、要介護者・要支援者が、感染症等に感染した場合に備え、医療機関における福祉職員等の充実を図ること。また、要請に応じて、派遣できるような仕組みをつくること。
6. 国民健康保険事業の安定的な運営のため、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業確保の観点から、保険税の収納率向上、医療費抑制等の取り組みを行うこと。
7. 重度心身障害者医療費助成制度において、国民保険制度の主旨に則り、保険料負担に応じた受益のため、平成 31 年 1 月 1 日から導入されている所得制限を撤廃するとともに、令和 4 年 10 月 1 日より導入された既存受給者への所得制限見直しを行うこと。
8. 生命の危機に関わる緊急性の高い三次救急の負担軽減のため、大人・小児の緊急相談の利用を促進すること。
9. 県民が安心して出産できるように、助産師の積極的な活用と地域偏在の無い周産期医療施設の拡充を図ること。
10. 外国人の医療費の未払い・国保加入による医療の不正利用を目的

とした来日など、法の隙間を外国人の医療受給に対し、対応・制度を明確化すること。

11. 大規模災害やテロに備え、地域医療・救急体制・消耗品等の整備・拡充を図ること。また避難所等での感染症の広がりを防ぐため、ワクチン・予防接種の一定量確保を行うこと。また、海外からの感染症の流入についても備えを行うこと。
12. 医療供給体制の構築に向けて、エアポケットとなる地域がなくなるよう、県立病院の活用等を含め対応策を講ずること。
13. 柔道整復師における、施術所の広告表示の適正について県として積極的に是正・指導を行うこと。
14. オンライン診療については、すべての人が安心して受診できるよう、環境を整備し体制を整えること。
15. ウェアラブル機器を活用し、患者の体調管理や急変時の往診に対応できるよう、DXを軸とした在宅医療ネットワークを構築すること。
16. 小児科医師や産婦人科医師、外科医師をはじめ、県内病院での医師不足と地域偏在化の解消を図ること。
17. 出産や育児などによる女性医師に対する離職防止や再就職のための支援を充実すること。
18. 医師の臨床研修期間を充実させるとともに、高度医療機器研修を行う機会を設けること。
19. 医師臨床研修マッチングの促進及び奨学金等の適切な措置を講ずるとともに特に専攻医の確保策に努めること。
20. 看護師や理学療法士などの医療従事者の確保対策として、ナースセンター事業による再就業支援を強化するとともに、医療機関に対するICT導入支援等による働き方改革を進めることにより人材の定着促進に努めること。

21. 専攻医の東京一極集中は、新専門医制度導入に伴う採用数制限（シーリング）が設けられたのも継続していることから、専攻医の地域偏在と診療科偏在の是正に努めること。
22. 歯科口腔保護対策として、県の計画目標を踏まえ、乳幼児期から高齢者まで、フッ化物洗口や特定検診化などの切れ目のない歯科口腔支援を行うこと。
23. 不妊治療への支援として、不妊に対しての理解、知識の普及啓発を図り、妊娠を望む世帯への支援を拡充すること。
24. 産前・産後ケアの充実に向けて、「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」等をさらに推進させ、実施市町村の拡充を図り、また、民間の力を活用しながら、妊産婦の孤立の予防、きめ細やかな出産や子育て支援を行うこと。
25. 埼玉県受動喫煙防止条例等に基づき、喫煙や受動喫煙による健康被害防止のため、健康への影響などの情報提供や、ハームリダクション等様々な方法で禁煙支援を進め、県全体で喫煙対策を講ずること。また、望まない受動喫煙をなくすため分煙施設を計画的に設置すること。
26. 埼玉県引きこもり支援条例等に基づき、引きこもり状態にある方が相談可能な団体、伴走可能な団体を拡充させること。そして、その存在の周知をはかり、ひきこもり状態にある者及びその家族が必要な支援を受けられるように努めること。
27. 一般公衆浴場の経営安定化対策資金補助を適切に行い、経営改善への支援を行っていくこと。
28. 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の改正を踏まえ、飼い主、県、動物取扱業者の責務を明確化し、愛護動物殺処分ゼロに向け、責任を持って最後まで適正に飼育・面倒を見るよう、啓発に努めること。また、動物愛護推進委員の必要経費等の支援を拡充するとともに、悪質な業者等への立ち入りの迅速な対応と強化を図ること。

29. 医薬品の品質確保を徹底するとともに、残薬を無くし、適量を支給するよう努め、患者への財政的負担が軽減されるよう、医師・病院・薬剤師・製薬会社等に求めていくこと。
30. 「傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準」における受入医療機関確保に係る事項（いわゆる「6号基準」）の再構築を図り、重症疑い患者の搬送の円滑化を図ること。
31. 県立高等学校の学校歯科医師の適正配置について、現状では、生徒数千名に対し1名の学校歯科医師となっているが、その業務は多岐にわたるため抜本的な見直しを行い適正配置を図ること。

## 【産業労働部関係】

1. 地場産業の育成、地元商店街の活性化、及び小規模事業者の活力を高めるため、商工団体への支援を拡大すること。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、疲弊した中小企業・個人事業主に対して、事業継続に資する適切な支援と周知を含め徹底すること。市場から退出するべき中小企業・個人事業主に対して、円滑な廃業と新たなスタートの支援を行うこと。
3. 長きに渡るデフレの経験から生じた、賃金が上がらないことを前提とし物価が下がるデフレマインドの払拭に努めること。県内企業の賃上げを推進すること。
4. 今後の成長戦略の前提となる DX を着実に推進すること。併せて、そのための IT 人材育成の取組を含めた抜本的体制整備を進めること。
5. 小規模事業者等がキャッシュレス化に対応できるよう、機器の導入支援及び決済手数料負担の低減をはじめ今後のキャッシュレス化の推進・拡大に向けた支援を充実すること。
6. 先端産業の育成・集積を着実に進めるため、デジタル技術を活用し国と連携した効率的な開発支援を行っていくこと。また、県内中小企業の参入支援に注力し、参入企業への研究開発後の事業化支援、販路開拓支援、産業集積への取組の充実を図ること。
7. 農業大学校跡地周辺地域整備基本計画に基づき S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称の）整備を着実に進めるとともに、渋沢栄一創業プロジェクトとの相互連携を図り、全国に発信できる設備にすること。
8. 首都圏中央に位置する本県の優位性を生かし、高速道路網などの交通インフラを充実させ、一層積極的に企業誘致を図ること。
9. ASEAN など海外市場の開拓による県内企業の販路拡大を実現するため、ジェトロ埼玉事務所を有効に活用し海外ビジネス展開を進めるこ

と。

10. 県のシンボルとなる国際見本展示場、国際会議場を整備し、県内産業全般の発展を図ること。
11. 埼玉県の産業やものづくりの根幹をなす中小企業・小規模事業者の魅力発信、マッチング支援などを行い、次世代を担うものづくり人材の確保、人手不足解消に努めること。また、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を支援すること。
12. 非正規雇用、正規雇用にかかわらず、就業を希望する者が意欲と能力に応じて活躍できる環境を充実させること。
13. 障害者法定雇用率の引き上げに伴い、障害者に対する職業訓練の指導を強化し、雇用率の向上に資する取組を進めること。また、民間企業の障害者雇用の受け皿の拡大、職場定着の支援を充実させること。
14. 女性就業率のいわゆる M 字カーブの解消において、意欲ある女性がその力を存分に活かし活躍できるよう、就業・起業、希望する雇用形態の確保などの支援を図ること。
15. 今後ますます少子高齢化が進み、働き手が減少する中、豊富な知識や経験、様々なネットワークを有する高齢者を貴重な人的資源として、雇用者、被雇用者双方のニーズに合わせた就業の促進を図り地域経済の活性化につなげる取組を着実に進めること。
16. 県内企業がサーキュラーエコノミーに取り組めるよう、支援メニューを示すこと。
17. サプライチェーン対策による国内投資促進国内投資促進事業にあわせて、国内回帰企業の県内誘致支援を行うこと。
18. 公共機関等あるいは病院で、専門家を配置して、疾病や障害を抱える労働者を総合的に支援する相談ができる場所を確保すること。そのために必要な、市町村に対する支援も行うこと。

## 【企業局関係】

1. 圏央道を始めとする「県内高速道路網」および「幹線道路網」等の地域資源や公共機関の信用・能力・実績等の経営資源を活用して早急に産業団地の整備に取り組むこと。
2. 地域整備事業が整備する産業団地への工業用水の供給や雑用水供給の規制緩和など、新たな領域に需要を拡大・創出すること。
3. 大規模地震、水質事故などの災害・事故に対し、安定した水道用水の供給が図れるよう水道施設の強靭化を計画的に行うこと。
4. 水需要に応じた余剰施設の整理や、これまで培ってきた民間活用の実績などを駆使して、効率的な事業運営を行うこと。
5. 計画進行中の吉見浄水場や大久保浄水場以外の浄水場についても、高度浄水処理の導入促進を図ること。

## 【県土整備部関係】

1. 社会基盤を重点的・効果的に整備するため、社会资本整備重点計画の着実な達成を図ること。また、直轄事業負担金制度を見直すよう国に要望すること。
2. 高速道路から生活道路に至るまでの体系的な道路網の形成を強力に推進し、交通渋滞を解消することにより、経済コストの軽減及び県民生活の向上と沿道の環境改善を図るために、次の施策を推進すること。
  - (1) 高規格幹線道路や地域高規格道路及び直轄道路事業の整備・促進
  - (2) 県内における重要物流道路の指定、及び予算の重点配分による整備促進
  - (3) インターチェンジ及びスマート IC へのアクセス道路の整備
  - (4) 交通渋滞の著しい国道・県道のバイパス整備や現道拡幅及び交差点における右折帯等の積極整備
  - (5) 都市の骨格となる街路の整備
  - (6) 災害に強い道路の整備
  - (7) 老朽化している橋梁の改修・耐震補強の早急な実施
  - (8) 鉄道と公道との立体交差化の推進
  - (9) 開発地域における企業立地を促進する道路の整備
  - (10) 観光まちづくりを支援する道路の整備
  - (11) 幹線市町村道の整備促進
  - (12) 都県境の都市計画決定している道路・橋梁の早期着工
  - (13) 自転車等の通行環境の整備
  - (14) 自動運転技術などの実証、整備
  - (15) 道路冠水想定箇所における注意喚起、事故防止設備の整備推進、及び市町村への支援
  - (16) 右折帯が整備困難な交差点への改善・整備を進めること。  
(時差式信号機の設置等について警察と協議を進める)
3. 「安全で快適な道づくり」を推進し、県民一人一人が豊かさを実感できる道路環境を創造するため、次の施策を推進すること。
  - (1) 通学路の安全確保対策や緊急事故防止対策等の交通安全施設の整備
  - (2) 必要な交差点への歩車分離信号の整備
  - (3) 都市計画道路の規格に沿った歩道整備

- (4) 電線類の地中化の推進
- (5) 道路の定期的修繕や側溝整備等の道路環境の整備、草木伐採等の道路環境の整備
- (6) 山間部道路の安全を確保するための災害防除施設の整備
- (7) 道路利用者に快適な休憩場所を提供するとともに、地域の振興と自然災害発災時の支援と復興の拠点なる「道の駅」の早期整備
- (8) 歩道未整備の狭隘踏切の拡幅整備
- (9) ロードソポーター制度のさらなる推進
- (10) 歩道橋の要否及び通学路の安全性の定期的な見直し

4. 強靭な県土づくりを図るため水害・土砂災害の軽減に次の施策を推進すること。

- (1) 県内の治水対策の基幹的役割を担う直轄河川事業の促進
- (2) 河川整備と流域の雨水流出抑制を一体的に行う総合治水の推進に向けた調節池の整備
- (3) 河川と下水道の連携による内水被害の軽減対策
- (4) 河川管理施設の適切な機能保全
- (5) 土砂災害防止施設の整備
- (6) 森林の環境整備
- (7) 河川と都市公園内の遊水・貯水機能を有する施設の機能向上と一体となった治水対策
- (8) 河川の浚渫および堤防保護のための適正な草木伐採の促進
- (9) 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に沿い、国、市町村と連携を図り、切れ目なく円滑な事業の実施。
- (10) 総合治水に向けた調節地の準備時における上流部地域の内水氾濫への十分な対策の実施。

5. 頻発・激甚化する豪雨災害に対し、流域治水の観点から地域が連携し、多重防御治水による社会経済被害の最小化を目指した災害対策を積極的に進めること。

6. 埼玉の川が持つポテンシャルを県民生活や地域振興に活かすため、地域住民や活動団体、さらに民間事業者など多様な主体と連携し、より魅力ある水辺空間の創出や持続的な利活用を推進すること。

7. 公共事業を円滑に進めるため、公共用地の計画的な取得を図ること。
8. 代替地提供者に関する譲渡所得の特別控除額の大幅引き上げと納税猶予農地を事業用地として譲渡した場合の贈与税、相続税の免除措置を実現するよう引き続き国へ要望すること。
9. 現下の厳しい経済環境に直面する県内中小企業の支援・育成のため次の施策を強く推進すること。
  - (1) 大手企業による受注の際、県内中小企業者を下請けとして用いるよう指導の徹底を図ること。
  - (2) 公共工事の価格設定については、現場や時期、原材料等の現況把握を徹底すること。また、下請けも含めた企業の健全経営を考慮した価格の適正化を期すること。
  - (3) 県内中小企業者の受注機会拡大に資する取組を評価に反映させる等公共工事すべての入札制度において改善を図ること。
  - (4) 公共工事すべての入札制度の最低制限価格を引き上げること。
  - (5) 最先端技術の積極活用による県土強靭化と企業競争力の強化に資するDX化推進の支援を図ること。
10. 地域の発展と安全を支える建設業の担い手確保・育成を図るため、次の施策を強く推進すること。
  - (1) IoTやビッグデータ・AI等を活用したDXによる生産性の向上
  - (2) 計画的な発注と施工時期の平準化及び、働き方改革に沿った労働環境実現のため、適正な工期を確保すること。
  - (3) 若者や女性等担い手の中長期的な確保・育成に向けた取組
11. 社会基盤整備については県民生活の向上に大きく寄与することから、必要な事業に対しての予算確保を強力に推進すること。
12. 確実な業務遂行と職員の業務負担軽減を図るため、土木技術系職員を増員するとともに、資格を持つ土木系職員を対象とした新たな手当を創出すること。
13. 昨今の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰を踏まえ、工事等を発注する際は速やかに価格へ反映させること。

## 【都市整備部関係】

1. 土地区画整理事業や公園整備事業など都市基盤整備に係る公共投資を着実及び速やかに実施するため、次の施策を推進すること。
  - (1) 埼玉スタジアム 2002 及びさいたまスーパーアリーナ、熊谷ラグビー場の活用促進を図り、「稼げる公園づくり」にシフトすること。また、経済波及効果の調査・研究をすること。
  - (2) 全国と比較すると依然として県民1人当たりの公園面積が低いため県営公園の未整備地を早急かつ計画的に整備すること。
  - (3) フィールドとしての機能確保の観点からも藻やアオコなどが発生する県営戸田公園をはじめスポーツ競技場を併設した公園では、適正な管理を行うこと。
  - (4) 関東圏は今後起こりうる首都直下型地震などに備えるため、木造住宅密集地域の燃えないまちづくりを進めるとともに、倒壊の恐れのある建築物の耐震化を進めること。特に、耐震ブレーカーの普及拡大・促進に努めること。
  - (5) 発災時の一時避難場所となる都市公園へのマンホールトイレの設置促進に向け、県営公園への整備と市町村への支援に取り組むこと。
  - (6) スマート IC 周辺エリアの土地利用について、市町村に対する支援と県自らシティプロモーションを推進し、有効的な活用を推進すること。
2. 頻発・激甚化する豪雨災害に対し、都市整備、まちづくりにおいても災害対策を積極的に進めること。
3. 子育て世帯や高齢者をはじめとする多様な住環境を整えるため、次の施策を推進すること。
  - (1) 借上型の県営住宅の供給に当たっては、人口・世帯数の減少予測を踏まえた供給とすること。
  - (2) 既存県営住宅を建て替える際には、同様の内容で施設だけ更新することを所与のものとせず、周辺地域の賃貸住宅や空き家の状況を踏まえ実施すること。さらに福祉施設や民間施設の併用等による民間活力の導入を図るなど、県営住宅用地の一層の有効活用を図ること。
  - (3) 住宅政策の面から少子化対策を推進するため、子育て世代向けの住

宅の供給を促進すること。

- (4) 特定空き家の増加を未然に防ぐとともに、活用可能な空き家の市場流通を促進すること。また、民間事業者が空き家所有者情報を有効活用できる方策に取り組むこと。
- (5) 産業団地整備等により新たに雇用された者の永住促進を図るため、市街化調整区域における住居確保のための技術的支援や助言を、市町村に対して積極的に行うこと。

## 【教育局関係】

### 1. 学校教育全般

- (1) 魅力ある学校づくりと教育環境の充実推進により、児童・生徒の学びを支援するとともに、学校・家庭・地域等が連携し、多様な教育活動を支援する体制づくりを推進すること。
- (2) 時代のニーズに応えられる教育指導が出来るよう、耐用年数にとらわれない施設整備・教育機器等の更新に努めること。
- (3) 安全で快適な学習環境を整備するため、老朽化の著しい校舎及び、実習棟や合宿棟等の大規模改修工事や、設備改修工事などを計画的に実施すること。
- (4) 県内不登校児童生徒には、学校内外を問わず、相談支援が届いていない現状を鑑み、県が主導し、市町村と「学習支援シート」等を共有、情報閲覧できるプラットホームの構築を行なうこと。
- (5) 「いじめ」「不登校」の課題解決のため、スクールソーシャルワーカー等の配置の為の必要な予算を確保すること。
- (6) 乳幼児期から継続して非認知能力の教育を進めるとともに、効果の検証をすること。
- (7) グローバル人材の育成のため、我が国の領土、領海や郷土の歴史・偉人・風土等に関する教育とともに国語教育の充実を図ること。また、外国語・プログラミング・情操・ICT・キャリア教育を推進すること。
- (8) 学校の教材が、学習効果を高め、児童・生徒の基礎的・基本的な学習理解の増進を図る上で極めて重要なことから、計画的な教材整備を推進すること。
- (9) DX 時代の教育・指導の在り方を再検証する中で、DX 分野の高度専門人材の活用、育成を視野に入れ、県内の公教育における DX 格差をなくす取組を進めること。
- (10) 埼玉県ケアラー支援条例及び支援計画に基づき、ヤングケアラーワークに対し、学ぶ機会を確保し、心身の健やかな成長・発達が図られるよう、必要な取組を行うこと。
- (11) 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例に基づき、市町村その他関係団体と協力して、子どもの体力向上のため、学校における体育の振興のために必要な措置を講ずること。
- (12) 埼玉県文化芸術振興基本条例に基づき、伝統芸能の保存と継承の重要性に鑑み、伝統芸能に対する理解及び関心を深めるよう配

慮するものとすること。また、学校教育における文化芸術活動の充実を図ること。

- (13) 埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき、幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進並びにこれらの者のう蝕罹患状況の地域間格差及び個人間格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めること。
- (14) 埼玉県がん対策推進条例に則り、がんに対する正しい知識を深め、小児がんに罹患したがん患者に対する教育の機会の確保、小児がんの特性に配慮したがん患者等に対する相談支援その他の小児がん対策の推進に必要な施策を講ずるよう努めること。
- (15) 埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づき、学校等、家庭及び地域住民等と連携して、児童・生徒が犯罪被害を受けないようにするための教育の充実に努めるとともに、児童・生徒が犯罪を行うことのないよう、規範意識を養い、健全な社会生活を営むことができるようにするための教育の充実に努めること。
- (16) 埼玉県手話言語条例に基づき、ろう児等が手話を学び、手話で学ぶことができるよう必要な措置を講ずるよう努めること。また、ろう児等以外の児童・生徒との交流の機会を充実させることにより、相互理解の促進及び手話の普及・啓発に努めること。
- (17) 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていく共生社会づくり条例に基づき、共生社会の推進に果たすべき教育の役割の重要性に鑑み、インクルーシブ教育を推進し、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとすること。また、インクルーシブ教育の推進において、施設の統合という形式面のみならず、確かな教育効果が得られるよう内容の充実を図ること。
- (18) 埼玉県農林水産業振興条例に基づき、農業に関する学科を有する高等学校において就業等に関する情報の提供その他の新規の就業等に対する支援に関する施策を充実し、農業大学校との連携を強化し営農に関する支援を行うこと。
- (19) 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童・生徒及びその保護者に対し、虐待の防止等のための教育又は啓発に努めるとともに、業務を担当する部局の相互の連携を強化し、防止等・早期発見につなげること。
- (20) 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例に基づき、児童・

生徒に自転車交通安全教育を行うこと。また、児童・生徒並びにその保護者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めること。

- (21) 埼玉県特殊詐欺撲滅条例に基づき、被害に遭わないようになるとともに犯行に加担しないようとするため、特殊詐欺の被害の防止に関し、知識の普及及び啓発のための広報活動、教育活動その他の必要な措置を講ずること。
- (22) 埼玉県ひきこもり支援に関する条例に基づき、ひきこもり支援に関する施策を市町村及び民間支援団体等と相互に連携を図り、総合的に実施すること。
- (23) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づき、学校の授業その他の教育活動において、性の多様性の理解を深めるため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずること。
- (24) 埼玉県部落差別解消の推進に関する条例に基づき、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うこと。
- (25) ラーニング制度の導入について検討すること。
- (26) 教育関係等における、いじめ防止対策推進に向け、調査チームを設置し、発生時期や場面などに関する継続的な実態把握アンケートを実施すること。また、これに基づく予防・早期発見・対応・検証のサイクルを構築すること。
- (27) 各種団体の協力を得て行う生徒対象の授業等に対し、実費も含め適正な対価の支払いを行うこと。

## 2. 教職員

- (1) 不祥事の根絶に向けて、児童・生徒に向き合う教職員に負担をかけることなく、教職員の意識改革を行えるよう、不祥事防止研修プログラムを効率的に活用し、実施すること。
- (2) 児童・生徒に対してのわいせつ行為により懲戒処分を受けた教員が再び教壇に立つことのできない方策を講じること。
- (3) 教師と児童・生徒が向き合える充分な時間を確保できるよう、必要な人材の配置を進めるとともに ICT を活用し学校・教職員に対する事務的な業務負担を少なくすること。同時に、これまで存在していた事務等についても、十分に精査し、働き方改革を実践し、効率化を図ること。
- (4) 入学式・卒業式等には式場に国旗を掲揚し、教職員の起立・国歌齊唱の徹底を図ること。

- (5) いじめや社会的養護を必要とする児童・生徒等に真剣に向きあう教職員の育成を推進すること。
- (6) 採用選考試験の工夫・改善、また教職員の人事評価制度の充実等により、優れた教員の確保や資質の向上に努め、学校教育の質の維持向上を図ること。
- (7) 有能な教員確保のため、埼玉県の教員志望者の拡大を図るための施策を行うこと。特に、数年に渡る臨時的任用職員に対し、積極的な採用に努めること。
- (8) 教職員の人材不足・若年化が進む中、教育の質を担保するため、教育現場内における教員退職者の積極的活用を推進すること。
- (9) 多様性を確保するためにも、民間企業等に勤務経験のある教員の採用を拡大していくこと。

### 3. 小中学校教育

- (1) 学校給食を活用し、食育や地産地消の推進を図ること。
- (2) 性病や望まない妊娠等が生じないよう、適切な性教育を実施すること。
- (3) 学校運営に係る業務負担が増加していることから、主幹教諭の全校配置を推進し、より組織的な学校運営の充実を図ること。
- (4) 主体的に自己の進路を選択できる能力を身につけられるよう、児童・生徒期からのキャリア教育の充実を図ること。
- (5) 中学生の進路指導に関しては業者テスト等を効果的に活用し、塾や予備校ではなく学校が進路指導を主導して行なうようにすること。
- (6) 全国学力・学習状況調査、および埼玉県学力・学習状況調査の結果を真摯に受けとめ、多面的多角的に調査結果を分析し、課題を把握すること。また課題を踏まえて教員の指導力改善、児童・生徒の学力向上に活かすこと。
- (7) 「小1プロブレム」及び「中1ギャップ」の解消に努めること。
- (8) 読解力は学力向上の基礎であり、豊かな感性の醸成に資することから、読書活動の更なる推進を図ること。
- (9) 児童の放課後の居場所づくりの取組を強力に支援すること。
- (10) 部活動の地域移行については地域との連携・協働により多様な活動ができるよう、地域差の生じない環境の整備を進めること。また、指導者の資質については専門性を有し、子どもたちの心身の健全な育成に資する教育的視点に立った指導者の確保に努めること。

#### 4. 高等学校教育

- (1) 県立高校のトイレ改修については、早急に工事を実施すること。
- (2) 農業、工業、商業等、専門的な教科が学べる高等学校においては、時代のニーズにあった教育内容となるように充実を図ること。
- (3) 在学中に 18 歳という成人年齢に達する生徒に対し、消費者教育推進法の趣旨を踏まえ契約等一部民法を含む消費者教育の徹底を図ること。
- (4) 18 歳選挙権の実施に伴い、政治的中立性を確保しつつ主権者教育を充実すること。
- (5) 世界で活躍する人材育成を見据え、国際バカロレア高校の設置推進等を図ること。
- (6) 県立高校におけるグローバル人材育成の成果について検証し、その結果を明らかにするとともに、より効果の高い事業への改善を図ること。
- (7) 閨バイトやブラックバイト、悪質商法被害等にあわないよう、労働法制と各種契約の最低限の知識習得の推進を全高等学校で図ること。
- (8) 中高一貫教育については、積極的に調査・研究し、時代のニーズに合わせ取り組むこと。
- (9) 意欲に応える学習機会の確保に向けて、定時制課程・通信制課程・パレットスクール・不登校特例校等の充実を図ること。
- (10) 県立高校の再編に関しては、地元市町村の理解を得た上で進められるよう、統廃合の決定に至る前の段階で地元市町村と十分な協議が行える方策を実施すること。また、跡地の有効活用についても検討すること。
- (11) 県立高校の共学化に向け、県教育委員会が主体性を持って計画的に推進すること。

#### 5. 特別支援教育

- (1) 特別支援学校については、今後の各地区の児童・生徒の増減の見込み、障害の状況等を踏まえて新設、適切な整備を行うこと。
- (2) 特別支援学校の送迎バスのさらなる内容の充実を図るため、バス会社の入札に関して、総合評価方式の導入等、実情に合った制度とすること。
- (3) 特別支援学校の送迎環境の改善を図るため、添乗員の加配や増

便を進めること。さらに医療的ケア児など送迎バスを利用できない児童・生徒の通学手段についても必要な財政措置を行うこと。

- (4) 卒業後の自立・就職に向けて、芸術的な能力、緻密な継続作業の能力、ICT能力など、様々な個性を活かし就業し続けられるよう、教育内容の充実を図ること。
- (5) 特別支援学校教諭免許を有する正規採用教員による手厚い教育が行えるよう、人員確保のための予算措置を講じること。
- (6) 隣接する市町村から小中学校特別支援学級に通学している児童・生徒がいる市町村教委に対し、その負担を鑑みた適切な財政措置を行うこと。

## 6. その他

- (1) 教科書採択において教職員・教育委員会に対して「検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。また、機会・期間を問わず、一切の供応を受けない。」と定めた本県のガイドラインの遵守を徹底すること。
- (2) 社会科の教科書の選定に当たっては、自虐史観や偏ったイデオロギーに基づく教科書を排除し、史実に忠実かつ日本に誇りを持ち、日本人として正しい歴史認識を持つ教科書を採択すること。
- (3) ゲーム機、スマートフォン等の電子メディアを使用する上での危険性の認識等、メディアリテラシー教育を推進すること。
- (4) SNSをはじめとするネットによるトラブルがなくならないことから、ネットアドバイザー等による教員・保護者向けの講習等を実施すること。
- (5) 市町村と連携し、学校その他の教育機関において児童・生徒が生活習慣病等に関する理解を深めるための教育施策を講じること。
- (6) 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、覚せい剤、危険ドラッグ等、危険薬物の怖さを知るため、薬物乱用防止教育の実施等の施策を講じること。
- (7) 単独調理方式（自校方式）における栄養教諭・学校栄養職員の複数校勤務を解消し、1校1名の栄養教諭配置を図ること。
- (8) 埼玉県教育委員会並びに埼玉県立総合教育センターに栄養食育専門の教諭を配置して、質の高い食育の展開を図ること。
- (9) 県立図書館については、抜本的な整備方針の見直しを行い、新設を含め先進的な計画を定めること。
- (10) 観光資源ともなる県内文化財の保護の強化、及び広報の充実を

図ること。

## 【危機管理防災部関係】

1. 近年頻発する豪雨災害や自然災害の発生などに備え、各市町村での自主防災組織の更なる育成や消防団員の加入促進・活動支援を図り、地域防災力強化を図ること。
2. 県の災害対応力の強化には、専門的な知識や能力を有する様々な官民の機関による連携が重要であることから、引き続きこれら機関の連結強化を図ること。
3. 市町村の災害対応力向上のため、県図上訓練等のノウハウを生かした支援を図ること。
4. 国内で発生した過去の大規模火災を教訓に、消防消火体制の強化を図ること。
5. 水難事故や洪水等の発生時に人命救助で活躍している水陸両用の災害救助艇「エアボート」を活用、またはその民間団体と連携し、救助体制の構築を図ること。
6. 地震等の災害時において、地上系通信網が遮断された場合は、被害状況の把握が遅れる要因になることから、災害の影響を受けにくい衛星系通信網の活用など、非常用通信手段の更なる機能強化へ向けた対策を図ること。
7. 災害発生に備え、マンホールトイレを緊急時に使用できるよう、周知に努めること。
8. 災害時に避難場所として重要な役割を果たす県有施設について、震災や風水害対策、感染症対策などを講ずるとともに、各市町村と密に連携して運用に万全を期すること。また、密を避けるため避難所を増設し、夏季の暑さ対策を図ること。加えて、福祉避難所の観点を考慮すること。
9. 近年の頻発する災害に的確に対応するため、県内危険建築物の防災に関わる情報は危機管理防災部で一括して把握し開示できるよう、一

層の体制強化を図ること。

10. 災害支援に派遣した県職員の支援体制を派遣先と連携して図ること。
11. 災害時等における災害弱者避難、ペット同行避難、また、帰宅困難者対策の充実を図ること。
12. シェイクアウト埼玉～県内一斉防災訓練～は、短時間で、誰でも、どこにいても実施できる訓練であることから、県民・企業・団体に積極的に協力を求めること。
13. 消防学校の近代化と宿舎の環境改善に努めること。

## 【警察本部関係】

1. 県警察学校の近代化と宿舎の環境改善に努めること。
2. 県警本部の独立庁舎化へ様々な手法を検討するとともに、警察公舎等の環境改善を推進すること。
3. 警察活動基盤の整備として、警察施設や車両、装備資機材の整備及びデジタル技術を活用した業務の効率化を図るとともに、地域人口や刑法犯認知件数などを考慮した警察署の配置とすること。
4. 県民生活の安心安全の向上に向け、警察官一人あたりの負担軽減を図れるよう、警察官の更なる増員を求めるここと。
5. 埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づき、被害者（家族等を含む）支援の充実と市町村連携強化を図ること。
6. 警察活動は、県民の信頼の下に成り立っていることを強く自覚し、人権を尊重した適切妥当な職務執行（言動）に努めるよう署内外で活動する警察官に対して教育・指導を徹底すること。
7. SNS に起因した犯罪被害防止対策の充実・強化を図ること。
8. 埼玉県特殊詐欺撲滅条例に基づき、悪質・巧妙化する「振り込め詐欺」など特殊詐欺の撲滅に向けて、被害の未然防止、啓発から摘発までを一体的に担う捜査員の更なる拡充を行い、県民の安心安全の向上を図ること。
9. 交通事故死者数のうち高齢者の割合が全体の半数を超えていることから、高齢者の交通事故防止のための啓発活動をより一層推進すること。
10. 摩耗した道路標識や老朽化した信号機・道路標識等の更新を強化推進するとともに、県民要望の強い箇所の信号機の設置を図ること。
11. 悪質なあおり運転被害における重要な証拠となりうるドライブレコーダーの設置促進に向け、普及を促すこと。

12. 増加するローリング族等の暴走する車両の取り締まりの強化を図ること。
13. 通学中の交通事故を無くすため、横断歩道の設置など通学路の安全対策の更なる強化を図ること。
14. 水難事故や洪水等での迅速な人命救助活動に資するため、エアボートをはじめとする水陸両用資機材を導入した救助体制の構築を図ること。
15. 特定小型原動機付自転車に関する交通ルール、制度について関係機関と連携し、広く周知を図ること。
16. 防犯、交通法規の遵守の観点から、高速道路、国道、県道などの幹線道路を中心に、防犯カメラや自動取締装置の設置を増やすこと。
17. 交番及び駐在所の整備について、利用者の利便性向上のため、地域住民からの各種要望や社会情勢に的確に対応できるよう、交番等の機能強化による整備、配置を行うこと。またパトロールを強化すること。
18. 建設業界における過積載を防止するとともに、交通事故防止と安全輸送を図るため、違法な過積載車両の摘発及び取り締まりの更なる強化をすること。
19. 祭りなどの地域行事における雑踏警備に関し、県民が円滑に運営できるよう、警察が適切な協力をを行い、地元と十分に調整しながら支援体制を強化すること。
20. 自転車乗車中のヘルメット着用を啓発するとともに、自転車の関係する交通事故を防止するため安全ルールの周知を図ること。また、刑法認知件数の3割を占める自転車盗の対策を推進すること。

21. 増加する外国人犯罪に対し、多言語対応の強化、地域交流イベントの開催、法律プログラムの実施、相談窓口の設置を通じて、理解促進と犯罪予防に取り組み、地域社会の安全確保に取り組むこと。
22. 拉致問題解決のため、地域住民への啓発活動を強化し、学校教育に拉致問題を取り入れ支援制度を拡充し意識向上と実効性のある支援を進めること。
23. 要人警護の強化に向けて、県警察と連携し、危機管理体制を整備、関係者及び関係団体との情報共有を促進し、専門知識を持つ人材の育成や訓練を実施し、迅速な対応能力を向上させること。

## 【下水道関係】

1. 流域下水道事業は、昭和 42 年 3 月の事業着手から 50 年が経過し、施設・設備の老朽化対策や長寿命化、耐震対策など数多くの課題を抱えている状況に鑑み、財源や人的資源を最大限に活用しながら、事業の平準化や規模の適正化、施設や機能の重要度や事業の優先度などを総合的に捉え、計画的な事業執行に取り組むこと。
2. 公共下水道事業の現場では、技術職員の不足や技術の継承が大きな課題となっている。県にあっては、技術職員の増員を図りながら、応能の処遇をし、市町村に対しての技術支援や下水道の広域化、下水汚泥の共同処理化などを積極的に支援すること。
3. 首都直下型地震や豪雨による大規模災害が予想される中、県においては流域下水道の災害対策はもとより、市町村の公共下水道も含めて総合的な災害対策に取り組むこと。
4. 今後、管渠や土木構造物が本格的に改築更新を迎えることになるため耐震化についてはそれらの時期までに重点的に取り組むこと。
5. 下水処理施設の高度処理化については、国の方針に基づいて計画的に早期実現を図ること。
6. 県内の下水道普及率を向上させるため、下水道事業の整備促進を図ること。また、多発する豪雨による市街地の浸水被害を軽減させるため、下水道の管渠や水路、貯留施設等の整備を推進すること。